

○岩手県警察人身安全関連事案対処要綱の制定について

(平成26年3月25日岩生安第64号、岩刑事第81号)

各 部 長
首席監察官
各 所 属 長

岩手県警察人身安全関連事案対処要綱

(目的)

第1 この要綱は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案(以下「人身安全関連事案」という。)が、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことに鑑み、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、本部が確実に関与して、事態に応じて最も効果的な手法を執るため、人身安全関連事案に一元的に対処するための体制(以下「本部対処体制」という。)を確立するとともに、これに的確に対処し、もって、被害者の安全を確保することを目的とする。

(対処の基本)

第2 人身安全関連事案の危険性及び切迫性を見極め、執るべき措置を検討するためには、体制の充実した本部による速やかな事態の把握とその主導の下での対処が求められることから、人身安全関連事案への対処に当たっては、署長の指揮は維持しつつ、本部対処体制が積極的、かつ、機動的に関与して事態に対処することとする。

(編成)

第3 本部対処体制の編成は、別表のとおりとする。

(任務)

第4 本部対処体制は、署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、関係署と緊密に連携の上、その危険性及び切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する署への指導、助言及び支援を一元的に行うことを任務とする。

2 本部対処体制の具体的任務については、別に定める。

別表（第3関係）

本部対処体制表

役職等		任 務		
司令塔	生活安全部生活安全企画課長	本部対処体制運営全般の指揮 支援の決定		
副司令塔	刑事部刑事企画課長	司令塔の補佐 司令塔不在時の司令塔の代理		
指 導 ・ 支 援 体 制	窓口	生活安全部生活安全企画課人身安全対策室員	報告の一元的受理 行政措置の指導及び支援 保護対策の指導及び支援 連絡及び調整	
	指導・支援 責任者	(兼)生活安全部生活安全企画課長 生活安全部少年課長 (兼)刑事部刑事企画課長 刑事部捜査第一課長 刑事部組織犯罪対策課長 刑事部機動捜査隊長	事件化の判断 事件指導 保護対策の支援	
	指導・支援 副責任者	生活安全部生活安全企画課人身安全対策室長 生活安全部少年課少年事件指導官 刑事部刑事企画課刑事指導官 刑事部捜査第一課性犯罪捜査指導官兼広域捜査官 刑事部組織犯罪対策課組織犯罪対策指導官 刑事部機動捜査隊副隊長		
	指導・支援 班員	生活安全部生活安全企画課	人身安全対策室員	指導及び支援活動
		生活安全部少年課	少年事件係 少年サポートセンター係	
		刑事部刑事企画課	企画・捜査支援係	
刑事部捜査第一課		強行犯・性犯罪捜査指導係 特殊犯係 強行・特殊犯特捜係		
刑事部組織犯罪対策課		組織犯罪対策係 組織犯罪特捜係		
	刑事部機動捜査隊	直轄班員 県南分駐隊員		